

財務省告示第二百七十四号

省令第三十号（昭和三十七年大蔵
成十九年七月二十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 行価 格日
利付国庫債券（五年）（第六十四 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で二百億円	額面金額で二百億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年七月二十五日 額面金額百円につき九十九円七 十二銭

十一

利率の経過
の払込み

一年・五パーセントに日本郵政公社は、払込金額を加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{35}{365}$$

十三

初期利子

平成十九年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還金額

平成二十四年六月二十日額面金額百円につき百円

十六

元利支

日本銀行

十七

払込期日

平成十九年七月二十五日

十八

払込期日